

平成29年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第1号）

平成29年12月7日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員長報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第8まで同じ〕
- 日程第5 議案第71号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第72号 平成29年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第73号 平成29年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第74号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第14まで同じ〕
- 日程第10 議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第81号 田村広域行政組合規約の変更について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第16 議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第17 議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第18 議案の委員会付託
- 日程第19 報告第4号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	村上春吉君
企画政策課長	佐藤浩君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	石井一一君	健康福祉課長	村上昭一君
子育て支援課長	鈴木稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	吉田吉広君
会計管理者 兼出納室長	宗像喜也君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	二瓶淳
書記	先崎勝人	書記	猪狩信輔

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから、平成29年小野町議会定例会12月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
4番 宗 像 芳 男 議員
5番 田 村 弘 文 議員
を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（村上昭正君） 日程第2、定例会12月会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る12月4日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成29年小野町議会定例会12月会議の会議日程については、12月7日から12月13日までの7日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第70号及び議員提出議案第9号から議員提出議案第10号までについては起立採決とし、議案第71号から議案第81号までについては簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

- 議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会12月会議の日程は本日から12月13日までの7日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第70号及び議員提出議案第9号から議員提出議案第10号までについては起立採決とし、議案第71号から議案第81号までについては簡易採決により行うことといたします。

定例会12月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第70号～議案第74号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第74号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、5議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第70号～議案第74号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成29年小野町議会定例会12月会議が開催されるに当たり、議員各位にはご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

今定例会におきましては、町政執行上、重要な平成29年度各会計補正予算案5件、条例の改正案件6件、規約の変更案件1件、計12案件の提案と専決処分1件の報告を申し上げた次第であります。

以下、その概要についてご説明を申し上げますが、提出議案等のご説明をいたします前に、最近の主な行政諸般の動向について、その一端を申し上げ、議員各位のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

初めに、議員各位には11月19日に開催された市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の応援、更に同月23日の小野町功労者表彰式にご出席など、大変お忙しいところご対応いただき感謝申し上げます。

市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の小野町チームの成績は総合43位、町の部22位と、去年より順位は下がりましたが、選手の皆さんには健闘いただきました。特に中学生、高校生を中心に若い方々の活躍はすばらしいものがあり、来年につながるものと思っております。選手の皆さん並びに関係者の皆さん、そして応援に駆けつけてくださいました多くの皆さんに対し、深く感謝の意を表するものであります。

さて、本年度の農作物の生育状況についてであります。8月の日照不足と低温により、収量が前年を下回る農作物が一部ありましたが、幸いにも大きな被害には至らず安堵しているところでございます。

水稻につきましては、福島県中通り地方の作柄は、農林水産省が公表した10月15日現在の作況指数が100で、平年並みの収量が確保されたところであります。

小野町産の米の品質は、8月の天候不順により未熟粒の度合いが例年より高く、11月末現在の一等級比率は約72%で、昨年度の約81%を下回る見込みであります。カメムシによる被害は昨年度より少ない状況でありました。

葉たばこにつきましては、福島県たばこ耕作組合によりますと、平年並みの収量が見込まれることから、今月8日から始まる小野町分の葉たばこ買い入れが、高値で取引されることを心から願うものであります。

野菜につきましては、小野町産の主要作物のトマトとピーマンは平年並みの収量でありましたが、さやいんげんは8月の天候不順の影響を受け、平年並みを下回る結果であったとJA福島さくらから報告をいただいております。

町の特産品であります黒ニンニクの状況であります。昨年度に引き続き、県内では福島空港及び郡山市にあるJA全農福島運営の農産物直売所「愛情館」において、県外では、東京都の「日本橋ふくしま館」において販売されております。また、各種イベントの販売等による宣伝効果もあり、販売も順調で、今年は栽培面積を拡大し生産量の増加に努めたと生産組合から聞いております。

また、小野高校と連携し、地域資源を活用して取り組んでいる6次化商品の「ミネラルトマトうどん」につきましても、県内外のイベントに出店しPR活動を行っているほか、10月には交流の一環として小野高校が八重山農林高校を訪問し、実習販売を実施しております。

更に、高校生の料理コンテストの全国大会で、アレンジしましたミネラルトマトうどんが準優勝に輝くなど小野高校の活躍は町民にとりまして大変嬉しく、この上ない誇りとするところであります。

また、新たな6次化商品の開発も進められており、町として大変期待しているところであり、引き続き町の特産品づくり推進のため小野高校と連携を図って参る所存であります。

次に、町の喫緊の課題である人口減少対策に関する事業の状況であります。少子高齢化が進む中、人口減少加速化に歯止めをかけるべく、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び過疎地域自立促進計画に定めた結婚・出産対策を初め、各種子育て支援施策を一つ一つ進めているところであります。

その中心として、認定こども園整備事業を進めているところであります。建設候補地が確定し、10月には地元関係者説明会を開催し、現在、用地取得に向けた土地鑑定評価業務を発注しているところであります。今後、用地に関する同意を得次第、認定こども園建設に向け地質調査業務、測量設計業務等を進めていく考えであります。

また、子育て支援の主なものとして、子育てサポーターを笑顔ひろばやスマイル公園、幼児施設や放課後子ども教室等に配置し、親子の交流や運動によるリズム遊びなどを実施し、子供の健全育成、体力向上を図るほか、保護者との子育てに関する相談や情報の交流の場としても取り組みが進められ好評を得ております。また、新たに医療機関に委託し、出産後の母子の健康や育児不安を支援する産後ケア事業を実施し、母子の健やかな環境を整えております。

次に、障害者福祉事業であります。障害児を対象とした日中一時支援を実施する施設の改修費用の補助を行った日中一時支援事業所「ぷえんて」の状況であります。9月13日に開所式が行われ、利用が開始されております。現在16名の利用申し込みがあると伺っており、順調に運営が進められております。

次に、防犯対策事業の一環として、町民の安全・安心な生活の実現を図るため、町内の要所3カ所に5台の防犯カメラを設置することとしており、今月中に防犯カメラの設置が完了し運用を開始することとしています。事件・事故等の事実確認に有効であることはもちろん、防犯カメラ設置による防犯効果が期待されているところであります。

また、防災行政無線デジタル同報無線システム整備工事につきましては、議会のご議決をいただき、5月に請負契約を締結し、送信局や子局設置箇所の現地調査等を進め、占用許可等について各関係機関等と協議を行い、申請事務を進めているところであります。今後、関係機関の許可がおり次第工事に着手し、平成30年3月15日までに工事完了することとしております。

更に、個別受信機については平成30年2月以降に順次、全世帯等に配付を予定しております。

次に、11月13日に町は、空き家・空き地の有効活用を推進するため、公益社団法人福島県宅地建物取引業協会と相互協定を締結いたしました。この協定により、高額な私有財産として取り扱いの難しい不動産取引の安全性を高め、町への移住希望者に住宅案内をスムーズに行うことができるようになるほか、空き家を売りたい、貸したいと思っている方とのマッチングの仕組みが整ったこととなります。今後、制度の周知に努め、空き家等の有効活用を推進して参る考えであります。

次に、3月に改訂しました小野町教育環境整備の基本方針に関する説明会等ありますが、5月には小・中学校PTA及び幼児教育施設保護者会役員への説明会、6月に全町民を対象とした全体説明会、7月から8月にかけて4小学校区単位の地区説明会、9月には小野中学校保護者説明会を開催しました。11月15日には町民全体説明会を開催し、5月から9月にかけて開催しました説明会結果について報告するとともに、統廃合準備会の設置概要について説明を行ったところであります。現在、教育委員会において統廃合準備会の委員選任を進めており、決定次第速やかに第1回会議を開催する予定であります。

次に、議会、教育委員会と連携しながら、子供たちの自立性や社会性を育むとともに、子供たちの声を小野町の町づくりに反映させることを目的に、町内の小学校6年生を対象とした小野町子ども議会につきまして、今年度は今年19日に開催を予定しております。今年度で3回目の開催となり現在準備を進めているところであります。

次に、各種イベント等ではありますが、10月28日、29日の2日間、小野町の文化と産業の祭典「小町ふれあいフェスタ」を小野運動公園で実施しました。今回は、あぶくま高原新そばまつりと商工会うまいもんナンバーワン決定戦が同時開催され、町内外から約2万2,000人が来場しました。交流自治体である広野町、川内村の特産品を初め様々なブースが並び、各種団体や個人の心のこもった芸術文化作品が展示され、来場者に楽しんでいただきました。

また、11月は小野町の図書・新聞に親しむ月間であることから、11月3日から5日までの3日間、ふるさと文化の館を会場として「おのまち図書館フェスティバル」を開催しました。町では全ての町民の皆さんに本や新聞など活字に親しんでいただけるよう、読書活動の推進に力を入れており、フェスティバルではお薦めの本の展示、新聞記事で環境問題を学ぶコーナー、調べる学習につなげる実験講座「レッツ理科読」の開催など子供から大人まで楽しめる内容で、本や新聞を更に身近に感じる機会となり、大変好評を得ることができました。

今年1日には、街なか賑わい創出の一環として、町が観光協会に支援して実施しておりますリカちゃん通り線のイルミネーション点灯式が行われました。町なかに電飾がともされ、幻想的な雰囲気になりました。1月3日まで点灯されますので、町民の方々を初め多くの皆さんに楽しんでいただければと思います。

次に、今年度において町のマスタープランである第四次小野町振興計画の目標年次を1年前倒しし、町を取り巻く社会経済情勢の変化や住民ニーズなど様々な課題に的確に対応するため、平成30年からの新たなまちづくりに関する総合計画の策定を進めているところであります。11月には、私が直接子育て世代や農業、商工業等の団体の方々と意見交換を行ったところであり、これら意見等を反映させながら新たな総合計画の素案をまとめて参ります。

平成29年も残すところわずかとなりましたが、これまで申し述べた事業のほかにも、生活基盤の整備に関する事業、健康増進に関する事業、福祉に関する事業、地域産業の振興に関する事業などの様々な事業に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、これら施策を積極的に進め、町民の皆さんが安全で安心して住める町の構築に向け、最大限の努力をして参る所存であります。

以上、諸般の一端を申し述べましたが、なお一層の議員各位のご指導、ご支援、ご協力をお願いいたしますものであります。

それでは、平成29年小野町議会定例会12月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案第70号から議案第74号までの平成29年度各会計補正予算5案件につきまして、ご説明をいたします。

初めに、議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に2,635万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億2,357万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入におきましては、増額となる主なものは、震災復興特別交付税、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金、普通財産売却収入、後期高齢者医療療養費負

担金前年度精算に伴う返還金、東京電力株式会社損害賠償金などを計上したものであります。

減額となる主なものは、住宅使用料、循環型社会形成推進交付金、社会資本整備総合交付金などを計上し、財政調整基金繰入金を減額し、収支調整したものであります。

歳出におきましては、まず初めに、福島県人事委員会勧告や春の定期人事異動などに伴い、該当費目の給料、職員手当等、共済費、退職負担金並びに議員報酬・手当の人件費について増減補正を計上しております。

なお、職員人件費については、議案第71号から議案第74号までの各会計補正予算におのおの計上となっているものであります。

次に、増額する主なものといたしましては、総務費においては公用車購入費、旧アルパイン独身寮前広場整地工事費、小野インターチェンジエリアタウン構想検討委員会経費、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料、民生費においては緊急通報システム機器賃借料、衛生費においては田村広域行政組合衛生費分担金、農林水産業費においては青年就農給付金、林業専用道整備事業町負担金、商工費においてはトレーラーハウス管理経費、土木費においては道路改良事業登記手数料、消防費においては郡山地方広域消防組合分担金、教育費においては小学校管理経費、中学校各種大会送迎バス借上料、公債費においては起債償還元金、諸支出金においては公共施設等建設準備基金積立金などを計上し、減額する主なものといたしましては、総務費においては統合型GISシステムリース料、民生費においては障害者福祉システム導入及び保守委託料、介護保険特別会計繰出金、衛生費においては家庭ごみ収集運搬委託料、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金、消防費においては消防団員用装備品購入費、小型動力ポンプ及び軽消防積載車購入費、公債費においては起債償還利子などを計上したものであります。

次に、議案第71号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から165万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億569万6,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきましては、財政調整交付金、交通事故第三者納付金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

歳出におきましては、総務費において高額療養費システムデータ移行改修委託料などを増額し、諸支出金において一般被保険者保険税還付金を減額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第72号 平成29年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から3,299万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億4,486万3,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきましては、普通徴収保険料、介護保険事業費国庫補助金、介護給付費準備基金繰入金などを増額し、特別徴収保険料、地域支援事業交付金国庫支出金及び県支出金、介護給付費支払基金交付金、介護給付費繰入金などを減額するものであります。

歳出におきましては、地域密着型介護サービス給付費、介護予防・生活支援サービス事業費などを増額し、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費などを減額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第73号 平成29年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

が、既定の歳入歳出予算の総額から1,105万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,552万4,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきましては、人件費繰入金を増額し、設置費分担金、衛生費国庫補助金、衛生費県補助金、浄化槽整備事業繰入金、下水道事業債を減額するものであります。

歳出におきましては、浄化槽設置工事費を減額し、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第74号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。補正の内容につきましては、収益的収入におきましては、一般会計補助金、東京電力株式会社損害賠償金を増額するものであります。

収益的支出におきましては、浄水施設修繕費、給配水管漏水修繕費などを増額し、浄水設備点検委託料、水質検査手数料などを減額するものであります。

資本的収入におきましては、上水道布設工事分担金を増額し、生活基盤施設耐震化等交付金、他会計補助金を減額するものであります。

資本的支出におきましては、重要給水施設配水管事業工事費、浄水場改修工事費を減額するものであります。

以上、議案第70号から議案第74号までの平成29年度各会計補正予算5案件につきましてご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（村上昭正君） 暫時休議といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。

◎議案第70号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第70号について質疑を終わります。

◎議案第71号～議案第74号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第71号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第74号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第74号までの4議案について質疑を終わります。

◎議案第75号～議案第80号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第9、議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてまで、6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第75号～議案第80号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が示されたことに伴い所要の改正を行うもので、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の170に改め、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものです。

また、平成30年度以降に支給される期末手当の6月の支給割合を100分の155から100分の157.5に、12月の支

給割合を100分の170から100分の167.5にそれぞれ改めるもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第75号同様、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の170に改め、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものです。

また、平成30年度以降に支給される期末手当の6月の支給割合を100分の155から100分の157.5に、12月の支給割合を100分の170から100分の167.5にそれぞれ改めるもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第77号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましても議案第75号同様、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の170に改め、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものです。

また、平成30年度以降に支給される期末手当の6月の支給割合を100分の155から100分の157.5に、12月の支給割合を100分の170から100分の167.5にそれぞれ改めるもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、現教育長の残任期間について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第4項により、なおその効力を有するとされている当該条例を改正するものであります。

次に、議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、平成29年10月3日付福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に基づき、給料月額において民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置きながら給与表の水準を平均0.1%引き上げるもののほか、特別給において勤勉手当を0.1月分引き上げる改正であります。

改正内容につきましては、12月に支給される職員の勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の95に改めるとともに、再任用職員につきましても勤勉手当の支給割合を100分の40から100分の45に改め、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものであります。

また、若年層の給与表の水準を平均0.1%引き上げるものであり、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

また、平成30年度以降に支給される勤勉手当の支給割合を100分の95から100分の90に改めるとともに、再任用職員につきましても勤勉手当の支給割合を100分の45から100分の42.5に改めるものであり、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第79号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものです。

改正内容としては、育児休業給付の支給期間について原則、子が1歳に達するまで保育所に入れないなどの場合は例外的に子が1歳6カ月に達するまで延長できるものを、1歳6カ月に達した時点で保育所に入れないなどの場合は再度申し出ることにより、その期間を最長2歳まで延長できるよう改正するもので、公布の日

から施行するものであります。

次に、議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律並びに農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

改正する主な内容としては、名称変更のほか、固定資産の課税免除について、地域で生まれつつある新たな経済成長を支援するため、対象業種を現行の製造業等の6業種から、業種を限定せず、地域の特性を生かし、地域に高い経済波及効果を及ぼす事業の取り組みについて県が基本計画を策定し、国の同意を得て、県が事業者の策定する事業計画を承認する制度が創設されたことによる改正であります。

更に、特別工業等導入地区について、課税免除の規定を削除する改正を行うもので、公布の日から施行し、一部名称変更及び事業計画承認制度は、国からの同意日である平成29年9月29日から適用するものであります。

以上、議案第75号から議案第80号までの条例の一部改正案件6件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第75号～議案第80号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第80号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第81号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第15、議案第81号 田村広域行政組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第81号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第81号 田村広域行政組合規約の変更についてであります。本案は田村広域行政組合規約の変更をすることの協議に関して異議がない旨、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、田村西部環境センターを田村東部環境センターに集約するため、平成32年度までに田村東部環境センターの基幹改良工事を行い、平成33年度から供用開始することとしております。そのため、組合の共同処理をする事務の規定において、田村東部環境センター基幹改良、維持管理及び可燃ごみ処理に係る事務を加えるほか、構成市町の建設費及び運営経費の負担割合に係る規定を加える変更を行うものであります。

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成30年2月1日から適用するものであります。

以上、議案第81号規約の変更案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第81号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第81号 田村広域行政組合規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第81号について質疑を終わります。

◎議員提出議案第9号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第16、議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例についてを議題といたします。

本案は議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

◎議員提出議案第9号の説明

○議長（村上昭正君） 議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例について、1番、渡邊直忠議員の説明を求めます。

1番、渡邊直忠議員。

〔1番 渡邊直忠君登壇〕

○1番（渡邊直忠君） 議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成29年12月7日提出。

提出者、渡邊直忠。

提案理由。人口減少・少子高齢化等により、町の活力低下を防止するための若者定住施策の一環として、町内に定住する若者の住宅取得や人生の転換期に奨励措置を行うことにより、「住民主体のまちづくり」を実践する原動力の創出を図り、もって小野町の誇りにつながるまちづくりに寄与することを目的とするため、「おのまち・わかものすみたい条例」の制定を提案するものである。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第9号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第10号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第17、議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例についてを議題といたします。

本案は議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

◎議員提出議案第10号の説明

○議長（村上昭正君） 議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例について、1番、渡邊直忠議員の説明を求めます。

1番、渡邊直忠議員。

〔1番 渡邊直忠君登壇〕

○1番（渡邊直忠君） 議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成29年12月7日提出。

提出者、渡邊直忠。

提案理由。おのまち・わかものすみたい条例と連動することにより、若者の定住促進を図るための緊急対策として、新築住宅または中古住宅の取得に係る固定資産税の課税を免除することにより、住宅等の取得を奨励し、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図ることを目的とするため、「おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例」の制定を提案するものである。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第10号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第18、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第4号の報告

○議長（村上昭正君） 日程第19、報告第4号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 報告第4号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に686万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億9,722万2,000円としたものであります。

本案につきましては、9月28日に解散し、10月10日公示、同月22日に執行しました衆議院議員総選挙に関する補正であり、早急に施行を要することから専決処分により補正を行ったところであります。

内容といたしましては、歳入におきまして、衆議院議員総選挙県委託金686万6,000円を増額計上したものであります。

歳出におきましては、衆議院議員総選挙費において衆議院議員総選挙執行に必要な経費として、報酬から備品購入費に至るまでの各科目の合計686万6,000円を増額計上したものであります。

以上、平成29年度小野町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時56分